



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》消費税の経過措置について③

はじめに

平成26年4月から消費税率が5%から8%へと増加する事に伴いましていくつかの消費税に関する経過措置が設けられました。

価格の表示に関しても、経過措置としての注意点が存在します。

今回は、その価格の表示の変更点についてご紹介します。

1. 消費税価格表示の背景

消費税は、消費者が負担しなければならないため、最終的には消費者の価格に転嫁されなければなりません。しかし、国内取引の消費税の納税義務者は事業者であるため、仮に消費者へ価格転嫁できなかった場合は、事業者の負担となってまいります。大企業が中小企業等への価格転嫁を認めず、優位な地位を利用して、中小企業等に消費税の増税分を自ら負担するように圧力をかけてくる可能性もあります。これでは、消費税の増税そのものが中小企業等の経営状態を悪化させてしまいます。

そこで、平成25年10月に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」が施行され、また、同月14日には、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行期日を定める政令」が公布されました。

なお、本法律は、平成29年3月31日までの時限立法となります。

これに伴い、以下のような注意が必要となります。

2. 具体例

(1) セール時等の注意点

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務に関して、次に掲げる行為（表示）が禁止されます。

- ① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- ② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示
- ③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示

これらに規定に違反するような行為した場合は、政府等の取り締まりの対象となります。

例えば、事業者が消費税率の引き上げに伴い、「消費税引き上げ分値下げ」、「消費税は転嫁しません」、「消費税還元セール」「消費税分のポイントを付与します。」など増税時にこのような表示をして、セール等を行ってはなりません。

なお、現時点では、消費税という文言を使用した表示で、宣伝や広告を行うことは禁止されていますが、消費税という文言を使用しない表示、「3%値下げ」等、消費税を意味することが明らかでなければ禁止されていません。

(2) 価格の総額表示について

消費税の表示に関しては、税込価格による総額表示が義務付けられておりましたが、外税表示、および税抜価格の協調表示が認められます。

しかし、価格表示に関しまして、以下の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

- ① 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために必要がある。
- ② 現に表示する価格が税込価格（消費税を含めた価格）であると誤認されないような措置を講ずる。
- ③ 税込価格を表示しない場合でも、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。

なお、表示の仕方に関しましては、以下のような方法が考えられます。

- ① 1,000円（税込1,080円）
- ② 1,000円（税抜）
- ③ 1,000円（本体価格）
- ④ 1,000円 + 税

上記表示方法は、適用期限が平成29年3月31日となりますのでご注意ください。

結び

価格の表示方法には、その他の表示方法も考えられます。消費者に誤解等を生まないように、また今後2回の段階増税に関する事務負担を軽減させるよう表示を工夫し、早めに準備にとりかかってください。
(担当：上條)